平成２７年（フ）第１３号
静岡県焼津市中里144番地の１
債務者　柴　　悦子
法定代理人保佐人　柴　　治
１　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３号
静岡市駿河区小鹿474番地の３　マンションハセガワ206号、旧住所静岡市駿河区石田３丁目４番33―307号
債務者　増田　文明
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７号
大阪府枚方市船橋本町１丁目1511番地の12
債務者　松原　祐子（旧姓楠本・渡邊）
１　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番６―103号、前住所大阪府八尾市永畑町３丁目１番40―202号
債務者　井本　一也
１　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４号
栃木県小山市乙女３丁目12番24号　エミネンス小山２―408
債務者　渡邉　咲子
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第８２８号
東京都西東京市田無町２丁目20番３号福島荘201号
債務者　白川秀太郎
１　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９１号
東京都葛飾区東新小岩５丁目19―４　ソリューションテクノロジー方
債務者　長　　剛史
１　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二66番地１
債務者　岩本　典久
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月14日午後１時30分
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２７年（フ）第３号
釧路市美原２丁目33番４号
債務者　新谷千鶴子
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月16日午後２時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９８０号
東京都葛飾区西亀有２丁目41―１―206
債務者　小堀　　茂
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８号
東京都葛飾区青戸４丁目６―16―503
債務者　中村　真澄
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４４４号
大阪府豊中市岡上の町２丁目５番９―203号
債務者　登山　俊英
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０号
大阪市福島区福島８丁目16番21―405号、前住所広島県福山市笠岡町１番13―1202号　ダイアパレスプラザ本通り
債務者　上田　啓明
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０３号
大阪府吹田市青葉丘南３番58号
債務者　湊　　千明
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ13号棟414号室
債務者　新関　陽子
１　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部